

標準ペナルティ (SP) 方式 / テクニカル委員会

『レース委員会/テクニカル委員会が 審問なしに標準ペナルティを適用することができる規則』

帆走指示書/クラス規則 に違反があった場合には、その日のレース終了後、直ちに違反内容を公式掲示して成績にペナルティを加点します。【RRS44.3(c) 得点のペナルティ参照】 競技者はこの掲示を見て 違反内容等を不服とする場合には 抗議の締め切りまたは 救済要求の締め切り時間までに、救済の要求書をプロテスト委員会に提出することができます。

1. 小程度のペナルティ フリート艇数 5% と同等のペナルティ

1.1 SI 17 装備と計測のチェック違反・・・ 違反したレースに課す

2. 中程度のペナルティ フリート艇数 10% と同等のペナルティ (違反があったレースに課す)

- 2.1 アカ汲みが ノリに取り付けられていなかった (CR 4.3(a))
- 2.2 パドルが ノリに取り付けられていなかった (CR 4.3(c))
- 2.3 ダガー ボードがノリに取り付けられていなかった (CR 3.3.4)
- 2.4 もやいロープが マストステップ/マストスウォートに取り付けられていなかった (CR 4.3(b))
- 2.5 笛が 個人用浮揚用具に取り付けられていなかった (CR 4.2(a))
- 2.6 1本のセールタイ (ガラミ) が 5mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.3/6.6.3.4)
- 2.7 2本以上のセールタイ (ガラミ) が 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.3./6.6.3.4)
- 2.8 セールタイ (ガラミ) 1本が 偶然に無くなっていた (CR6.6.3.3/ 6.6.3.4)
- 2.9 ブーム張り索とブームとの間隔が101mm以上 120mm以内で超えていた (CR 3.5.3.8)
- 2.10 セールのバンドが マストの2本のバンド内側から2mm以内 外れている (CR 3.5.2.7/6.6.3.1)

3. 重大なペナルティ フリーットの艇数 30% と同等のペナルティ (違反があったレースに課す)

- 3.1 アカ汲み、パドル や もやいロープが艇に積んでいなかった (CR 4.3)
- 3.2 笛が無かった (CR 4.2)
- 3.3 ノリにマストを付けるための ラニヤード、ロック装置 や他の仕組みがない (CR 3.5.2.11)
- 3.4 セールのバンドが マストの2本のバンド内側から 2mmを超えて外れている (CR 3.5.2.7/6.6.3.1)
- 3.5 2本のセールタイ (ガラミ) が 5mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.3/6.6.3.4)
- 3.6 3本以上のセールタイ (ガラミ) が 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.3/6.6.3.4)
- 3.7 スロート、タック、クリューのハトメの位置で 3mm以上ゆるんでいた (CR 6.6.3.3./6.6.3.4)
- 3.8 ブーム張り索とブームとの間隔が120mmを超えていた (CR 3.5.3.8)

※ 上記以上に重大な違反 テクニカル委員会からの抗議の対象になります。

- (a) -- 計測で検査されていない装備品の使用
- (b) -- 承認されていない機装品の使用
- (c) -- 重大なクラス規則違反を繰り返した

* * --その他のクラス規則違反、SI 違反についても テクニカル委員会からの抗議の対象になります。